

## 令和3・4年度 桂川町小規模工事等契約希望事業者登録申請書提出要領

この制度は、桂川町競争入札参加資格審査申請（いわゆる業者登録）をされていない町内の事業者で、町が発注する「内容および履行が比較的容易である」小規模工事等の見積りに参加を希望する方を対象にした登録制度です。

※ 登録により町が発注する小規模工事等における業者選定の対象となりますが、見積り依頼及び契約を約束するものではありません。

### <対象業務>

50万円未満の小規模な維持工事及び施設等の修繕工事

### <申請者の資格>

(1) 町内に**事業所の本店を有する法人**又は**住所を有する個人事業者**であること。

※ 個人事業者で、町内に事業所の本店を置いているが、桂川町に住民登録がない場合は申請できません。

(2) 町内で引き続き1年以上の営業の実績があること。

※ 個人事業者については、令和3年4月1日現在で、桂川町に住民登録が1年以上あること。

(3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しないこと。

(4) 桂川町建設工事請負契約の運営に関する規程第1条に基づく指名競争入札参加資格者名簿に登載されていないこと。

(5) 町税を滞納していないこと。

(6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと。（法人にあってはその役員が暴力団員でないこと。）

### <契約に関する事項>

(1) 小規模工事等の発注に際し、小規模工事等契約希望事業者登録されている業者を指名対象とします。

なお、発注金額が50万円未満の工事であっても、その内容や難易度により建設業許可業者が指名対象となる場合もありますので、この点についてもご了承ください

い。

(2) 小規模工事等の発注は、原則として複数（2人以上）の方に見積り依頼をし、その結果、その中で最も低い価格を提示した方と契約することになります。

ただし、見積りを依頼されても辞退することは自由です。

(3) 契約の方法等は、桂川町財務規則等関係法令、要綱に基づきおこないます。請け負った工事等は誠実に履行しなければなりません。また、請け負った工事等は、自ら履行し、一括下請負（いわゆる丸投げ）はもちろん、町が認める場合以外の下請はできません。（申請に際しては自分で施工（履行）できる業種を記載してください。）

(4) 請負代金の支払いは履行完了後に行う検査に合格した後、請求を受けてから40日以内に債権者登録された口座に振り込まれます。

(5) 契約に関して、独占禁止法違反、刑法、その他関係法令等に違反する行為は絶対に行わないでください。業務に関して不正又は不誠実な行為等が認められたときは、契約解除を行う場合があります。また最悪の場合、小規模工事等契約希望事業者登録名簿における登録も抹消になります。

1. 受付期間 **令和3年3月1日（月）から随時受付**

※ ただし、**土曜日・日曜日・祝日の終日は受付いたしません。**

2. 受付時間 (午前の部) **午前8時30分から正午まで**

(午後の部) **午後1時から午後4時30分まで**

3. 受付場所 **桂川町役場 庁舎2階 建設事業課 管財契約係**

4. 受付方法 **持参のみ**

※ 詳細に質問する場合がありますので、必ず説明のできる方が来庁してください。なお、郵送による申請書は受け付けいたしません。

5. 受付業種 別表「希望業種一覧」（P4）のとおり。

※ 2業種選択できます。

6. 登録の有効期間

**登録通知日から令和5年3月31日まで**

## 7. 提出書類

番号	書類名	提出書式	摘要
①	桂川町小規模工事等契約希望事業者登録申請書	様式第1号	許可証・免許証・登録証等が必要な業種はそれらの写しを添付してください。
②	商業登記簿謄本	コピー可	法人のみ。発行が提出日から3ヶ月以内のもの。
	代表者の住民票	コピー不可	個人事業者のみ。発行が提出日から3ヶ月以内のもの。
③	営業所（店舗）等位置図	様式第2号	
④	未納のない証明書【町税】	コピー不可	税務課にて証明。 ・法人：①会社名義 ②代表者名義 ※①, ②どちらも提出 ・個人事業者：代表者名義 発行が提出日から3ヶ月以内のもの。
⑤	債権者登録申請書	様式第5号	
⑥	受付票	様式第6号	

## 8. 注意事項

- (1) 文字は楷書で明瞭に記入してください。
- (2) 申請書を提出されても、必ずしも指名等があるとは限りません。
- (3) 登録名簿に登録後、申請書に虚偽の記載等の不正行為が判明した場合は登録を取り消します。

## 9. 申請書提出後の届け出等について

- (1) 申請書提出後に申請した内容に変更があった場合は、変更届（様式第4号）に該当する事項を記入の上、速やかに建設事業課に連絡し、変更の手続きを行ってください。
- (2) 営業停止等の処分を受けた場合は、速やかに報告してください。

○問い合わせ先 桂川町役場 建設事業課管財契約係

TEL 0948-65-3330（建設事業課直通） Fax 0948-65-3424

(別表)

希 望 業 種 一 覧 表

No.	業 種	修 繕 内 容
1	土木一式	1. 道路（側溝等）水路等修繕工事 2. しゅんせつ工事 3. 道路構造物等修繕工事 4. その他
2	建築一式	1. 建物等の修繕工事 2. 左官修繕工事 3. モルタル修繕工事 4. 吹付け修繕工事 5. とぎ出し修繕工事 6. 洗い出し修繕工事 7. 大工修繕工事 8. その他
3	電気	1. 構内電気設備修繕工事 2. 照明設備修繕工事 3. 送配電設備修繕工事 4. その他
4	管	1. 冷暖房設備修繕工事 2. 空気調和設備修繕工事 3. その他
5	塗装	1. 塗装 2. ライニング 3. 布張り仕上 4. 路面標示 5. その他
6	内装仕上・建具	1. インテリア修繕工事 2. 天井仕上修繕工事 3. 内装間仕切修繕工事 4. サッシ取付け 5. シャッター取付け 6. ガラス取付け 7. 金属製・木製建具取付け 8. その他